

報 道 資 料

平成24年5月28日
総務部 総務課
県政情報係 新谷、石田
直通 0742-27-8348
庁内内線 2349、2388

奈良県情報公開審査会の第137号答申について

行政文書の不開示決定に対する異議申立てについての諮問第145号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成24年5月25日
- ◎ 実施機関：土木部 道路建設課
- ◎ 対象行政文書：大和郡山広陵線における安堵町からの要望
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示（不存在）決定
 - 不開示理由：「大和郡山広陵線における安堵町からの要望」に係る行政文書の作成又は取得をしていないため不存在
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

○行政文書の不存在について

議申立人は、「大和郡山広陵線における安堵町からの要望」を記載した文書の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を保有していないため不存在であると主張しているもので、以下検討する。

実施機関の説明によると、道路事業の実施に当たっては関係市町村から要望書の提出が通常行われることから、県道大和郡山広陵線の安堵町東安堵地区に係る地方特定道路整備事業についても、安堵町から要望書が提出されていた可能性があると考えられるので、実施機関において執務室及び書庫等を探索したが、当該要望書は発見できず、当該要望書が提出されていたかどうかについても確認できなかったとのことである。また、仮に当該要望書が提出されていたとしても、当該要望書の保存期間は5年であり、既に廃棄されているとのことである。さらに、当該事業は、既にほとんどの部分が完成していることから、当該要望書の保存期間を延長して保有する必要性は認められないとのことである。

当審査会において、当該要望書の保存期間を確認するため、実施機関に対し、奈良県行政文書管理規程に基づく郡山土木事務所に係る文書分類表の提示を求め確認したところ、実施機関において当該要望書が該当すると主張する「工務一般」の保存期間は、5年又は1年であることが認められた。

実施機関の説明によると、関係市町村からの要望書の提出時期は、通常事業採択の前後約1年の間とのことである。当該事業については、平成12年度に採択され、ほとんどの部分が完成しているとのことから、仮に当該要望書が提出されていたとしても、本件開示請求の時点においては、当該要望書の保存期間の満了により廃棄していたと認められる。

そうすると、本件開示請求に係る行政文書を保有していないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は、是認できると判断する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成23年	5月16日		
② 決 定	平成23年	5月30日	付けで不開示決定	
③ 異議申立て	平成23年	6月14日		
④ 諮 問	平成23年	7月 1日		
⑤ 経 過	平成23年	12月13日	第150回審査会	審議
	平成24年	1月31日	第151回審査会	審議
	平成24年	3月16日	第152回審査会	審議
	平成24年	5月15日	第153回審査会	審議